

堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

堺市事務決裁規則（昭和36年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、貿易大臣会合協力室長」を削り、同条第5号中「、貿易大臣会合協力室次長」を削り、「脱炭素先行地域推進室長」の次に「、子どもの未来応援室長」を加え、「、待機児童対策室長」を削る。

第10条各局長共通専決事項（担当局長及びダイバーシティ推進監にあっては、第12号及び第13号に定めるものを除く。）を定める部分第20号中「収納」の次に「並びに歳入歳出外現金の収納」を加え、同条健康福祉局長専決事項を定める部分第6号中「認可等」を「設立及び合併の認可並びに解散の認可及び認定」に改め、同部分第8号中「の認定等」を「に係る認定及び認定の取消し」に改め、同部分中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第11条各部長共通専決事項を定める部分中第80号を第81号とし、第71号から第79号までを1号ずつ繰り下げ、第70号の次に次の1号を加える。

(71) 行政機関等匿名加工情報の作成、提案に対する審査並びに利用に係る契約の締結及び解除に関すること。

第11条生活福祉部長専決事項を定める部分中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 社会福祉法人の定款変更の認可及び社会福祉充実計画に係る承認に関すること。
- (2) 社会福祉連携推進法人の定款変更並びに代表理事の選定及び解職の認可に関すること。

第11条健康部長専決事項を定める部分第5号中「及び指定の取消し」を「、指定の取消し等」に改め、同条開発調整部長専決事項を定める部分第34号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条公園緑地部長専決事項を定める部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第12条市政情報課長専決事項を定める部分中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 個人情報ファイル簿の公表及び行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の募集に関すること。

第12条総務サービス課長専決事項を定める部分第5号中「及び住民税」を「、住民税及び森林環境税」に改め、同条健康福祉総務課長専決事項を定める部分第3号中「及び役員の解職勧告」を「、役員の解職勧告及び認定取消しに係る変更登記の嘱託」に改め、同条精神保健課長専決事項を定める部分第1号中「及び指定の取消し」を「、指定の取消し等」に改め、同条幼保推進課長専決事項を定める部分中「幼保推進課長専決事項」を「幼保政策課長専決事項」に改め、同部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から

第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条幼保運営課長専決事項を定める部分中「幼保運営課長専決事項」を「幼保支援課長専決事項」に改め、同部分に次の1号を加える。

(2) 認可外保育施設の届出に関すること。

第12条育成相談課長専決事項を定める部分中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、第9号を第4号とし、同条子育て支援課長専決事項を定める部分に次の1号を加える。

(16) 児童福祉法に基づく子育て短期支援事業の利用の決定、勧奨及び措置に関すること。

第13条第3項中「生活衛生センター所長」の次に「子ども相談所次長（育成相談課管理係の所掌に係る事項に限る。）」を加え、同条第4項動物指導センター所長専決事項を定める部分の次に次のように加える。

子ども相談所次長専決事項

- (1) 障害児入所医療費の支給に係る受給者証の交付に関すること。
- (2) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給の決定に関すること。
- (3) 障害児入所給付費の支給に係る入所受給者証の交付に関すること。
- (4) 児童福祉法第27条第1項、第27条の2第1項又は第33条第1項に基づく措置に伴う児童の移送に係る費用の支出に関すること。
- (5) 児童福祉法第56条第2項に規定する費用に係る過誤納金の充当に関すること。

第13条第4項泉ヶ丘公園事務所長専決事項を定める部分第2号中「使用承継の承認並びに使用許可証の記載事項の変更及び再交付」を「使用の許可」に改め、同条第10項第17号中「介護給付費、訓練等給付費及び移動支援事業費の認定並びに介護給付費、訓練等給付費、移動支援事業費及び日常生活用具の支給決定」を「自立支援給付（自立支援医療費に係るものを除く。）及び地域生活支援事業の支給決定等」に改める。

第15条第1項第8号オ中「を除く」を「にあっては、一時使用に係る駐車場に限る」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 次に掲げる事項 学校給食課長

- ア 学校給食費の減免及び還付に関すること。
- イ 学校給食費に係る過誤納金の充当に関すること。

第15条第3項中「議会事務局職員」を「議会局の職員」に改め、同項第1号中「議会事務局長」を「議会局長」に改め、同項第2号中「議会事務局次長」を「議会局次長」に改め、同項第3号中「議会事務局」を「議会局」に改め、同項第4号中「議会事務局総務課長」を「議会局政策総務課長」に改め、同項第5号中「議会事務局総務課」を「議会局政策総務課」に、「グループのリーダーとして課長が指名する課長補佐、主幹又は主査」を「係長」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(堺市財務規則の一部改正)
- 2 堺市財務規則（平成19年規則第56号）の一部を次のように改正する。
　第19条第1項第4号中「第15条第8号」を「第15条第1項第9号」に改める。